

## 野辺地町地域おこし協力隊農業インターン募集要綱

### 【野辺地町の概要】

野辺地町は、下北半島の玄関口に位置する人口約12,000人の田舎町です。

江戸時代から明治期にかけて、北前船の一大寄港地として栄えたまちであり、北前船によって運ばれた上方文化が今も町のそこかしこにたたずみ、大切に伝えられ地域の財産となっています。（北前船日本遺産の構成自治体として認定されています。）

当町は県庁所在地の青森市や下北半島の拠点のむつ市、地方都市である八戸市、観光地「奥入瀬溪流・十和田湖」に60分から90分程の交通の要衝にある町で、県内の都市や観光地には比較的どこにでも行きやすい町となっています。

また、町内にもレジャースポットが多数あり、春は愛宕公園でお花見、夏は十符ヶ浦海水浴場で海水浴、秋は烏帽子岳の登山や柴崎レクリエーション施設でのキャンプ、冬はあったかハウスまかどの森内のクロスカントリーコースでのウィンタースポーツと一年を通して楽しむことができます。

### 【募集概要】

野辺地町では、農業を維持・強化する担い手の確保が重要な課題となっており、新たな担い手となる地域おこし協力隊等の多様な人材を積極的に育成し、連携・協働することで地域を活性化し、移住・定住の促進を図っています。

令和6年度は、農業分野での地域おこし協力隊インターンの受け入れを開始することとしました。地域おこし協力隊としての実際の活動や地域の状況、生活を具体的にイメージしていただくことを目的としています。

### 1. 活動内容

町内受け入れ農家の指導の下、農作物の播種から収穫までを体験していただきます。  
(収穫期は午前1時頃から作業に従事していただくこととなる場合があります。)

### 2. 募集人数

若干名

### 3. 募集期間

令和6年9月19日から令和6年10月31日まで

### 4. 応募資格

〔全体事項〕 次の全ての要件を満たす方

- (1) 心身ともに健康で、誠実に職務を遂行できる方
- (2) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図りながら、意欲的に取り組むことのできる方
- (3) 3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）

① 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という。）以外の都市地域

② 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域以外の都市地域  
※上記（①・②）の地域要件は、総務省のホームページで確認できます。

- (4) 年齢20歳以上45歳未満（令和6年8月1日時点／男女不問）
- (5) 普通自動車免許を取得し日常的に運転している方
- (6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方

①成年被後見人又は被保佐人  
②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらせるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
③当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者  
⑤日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**〔活動に関する事項〕 次の要件を満たす方**

- (1) 町の条例や規則等を遵守できる方
- (2) パソコンの一般的な操作（Word、Excel、インターネット）ができ、今後SNSを活用することに抵抗のない方。
- (3) 町の地域おこし協力隊インターンを通じて、今後、取組み発表や当町の広報誌等の掲載に御協力いただける方。

**5. 委嘱期間**

令和6年9月から11月までの間、2週間以上1か月以下の期間とし延長はありません。

**6. 活動費**

月額12,000円

**7. 待遇及び福利厚生**

- (1) 野辺地町との雇用関係はありません。  
※野辺地町地域おこし協力隊インターンとして委嘱します。
- (2) 健康保険料、国民年金等は個人で手続きし、個人負担となります。
- (3) 住居は町内宿泊施設に宿泊していただきます。生活費、交通費等は個人負担となります。
- (4) 活動に必要な物品（パソコン等の事務機器）は、私用物の無償借上げとなります。
- (5) 活動時の車輛は、原則私用車を利用していただきます。

**8. 活動開始予定日**

活動開始予定希望日がある場合は相談に乗ります。

【問合せ先】 〒039-3131

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町役場 産業振興課

TEL0175-64-2111 (219) FAX0175-64-7510